

## 九十九里浜侵食対策検討会議の設立趣旨について

### 1. 設立趣旨

九十九里地域の海岸では砂浜の後退が進行していることから、侵食が著しい区域を優先して、ヘッドランドや養浜などによる侵食対策を実施しているが、未対策区間において、今後も更なる海岸侵食の進行が想定されていることから、九十九里地域全体で侵食対策についての検討が必要である。このことから「九十九里浜侵食対策検討会議」を設立したものである。

なお、侵食対策を検討するにあたっては、科学的な知見が必要となることから本検討会議の下部組織として、学識経験者からなる「侵食対策技術部会」を設立している。

## 九十九里浜侵食対策検討会議要綱

### (名称)

第1条 本会の名称は、「九十九里浜侵食対策検討会議（以下「検討会議」という。）」とする。

### (目的)

第2条 検討会議は、九十九里浜を対象に海岸保全施設の整備に関する事項を定める九十九里浜侵食対策計画について必要な指導・助言を行うことを目的とする。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (組織)

第3条

- (1) 委員の構成は別表1のとおりとし、委員は知事が依頼するものとする。
- (2) 座長及び副座長は知事が指名するものとする。
- (3) 座長は検討会議を代表し、会議事務を総括する。
- (4) 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理するものとする。
- (5) 検討会議は、知事が招集する。
- (6) 検討会議の下部組織として、侵食対策に関する技術的な検討を行うことを目的とする九十九里浜侵食対策技術部会（以下「技術部会」という。）を設置する。技術部会の規約は別に定めるものとする。

### (公開)

第4条

- (1) 検討会議、会議資料、議事内容については、原則公開とする。
- (2) 検討会議の事務局は、公開する情報について関係住民等が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (事務局)

第5条 検討会議の事務局は、千葉県県土整備部河川整備課、海匠土木事務所、山武土木事務所、長生土木事務所に置く。

### (検討会議設置期間)

第6条 検討会議の設置期間は、設置後2年以内を原則とする。ただし、知事が必要と認める場合は、延長することが出来るものとする。

附 則

この規約は、平成28年12月15日から施行する。

別表 1

委員の構成及び定数

構成	定数
1 学識経験者	6名以内
2 海岸利用者	6名以内
3 沿岸市町村長	9名